

青森県報

第五百七十九号

令和五年
二月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法の実施……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 人事委員会……………(人事委員会) ……三
- 人事委員会規則七―四四(通勤手当)の一部を改正する規則……………(事務局) ……三
- 公安委員会……………(公安委員会) ……三
- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条による告示……………(情報管理課) ……四
- 公営企業……………(公営企業) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……五

告

示

青森県告示第九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	おおぞらクリニック	三沢市中央町四丁目の一	令和五・一
変更後	おおぞらクリニク		

青森県告示第九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
森下内科医院	十和田市西二十一番町一四の三八	令和五・一・二

青森県告示第九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十条の規定により、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 二 実施する区域
県内全域の家さんを飼養する全ての農場
- 三 実施の期日
令和五年三月九日から同年四月十四日までのいずれかの日
- 四 実施方法
消石灰等の消毒薬の家さんを飼養する農場内における家さん飼育施設周囲及び農場外縁部への散布

青森県告示第九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
弘前市大字黒土字鎧田六五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第九十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
平川市小国川原田四八の七八、四八の八二
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年三月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

人事委員会

1	図面番号 種道路類 路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道 二七九号	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七一の一から むつ市大字田名部字赤川ノ内並木六九の一まで		前 後	六二・〇五メートルから 七七・五七メートルまで 六二・六〇メートルから 九一・八八メートルまで	一六・七九メートル 一六・七九メートル	

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「通用期間が支給単位期間（条例第十条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める額
第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十条の二第二項第一号中「前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等の相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等又は新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得ら

れる額（次号において「払戻金相当額」という。）を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等の相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等又は新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第二十条の二第二項第二号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号ロ中「支給されている場合」の下に「（ハに掲げる場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 人事委員会の定める額

第二十条の二第三項中「第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の

定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額
 二 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

第二十条の三第一項第一号中「当該普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当又は当該橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当又は当該橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ 使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合 人事委員会の定める期間
 第二十条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の人事委員会規則七十四四(通勤手当) 第八条第一項、第十三条第二項又は第十九条第三項の規定による通勤手当の支給を受けている職員で、六箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)を使用している職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、改正後の人事委員会規則七十四四(通勤手当) 第二十条第二項、第二十条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二十条の四第一項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によるこ

とができる。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十六号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十一月青森県公安委員会規則第十七号) 第三条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の根拠となる法令等の名称及び条項並びに当該申請等に係る電子情報処理組織の使用を開始する日を定めたので、次のとおり告示する。

令和五年二月二十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

根拠となる法令等の名称及び条項並びに使用を開始する日

法令等の名称	条 項	使用を開始する日
遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号)	第二十六条、第二十八条第二項及び第三項(第一号イ及び第二号イを除く。)、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第一項及び第四十一条	令和五年三月一日

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年二月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年一月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十四円十五銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年二月九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円